

犬山市議会第41号議案

犬山市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について

犬山市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和7年6月2日提出

犬山市長 原 欣 伸

(説明)

この案を提出するのは、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）の改正に伴い、条例の一部を改正するため必要があるからである。

犬山市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

犬山市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例（平成25年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第11号及び第5条第8号中「第34条第1項」を「第37条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○犬山市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正のための新旧対照表

| 新（改正後） | 旧（改正前） |
|--|--|
| <p>（布設工事監督者の資格）</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）<u>第37条第1項</u>及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</p> <p>（水道技術管理者の資格）</p> <p>第5条 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 建設業法施行令<u>第37条第1項</u>及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> | <p>（布設工事監督者の資格）</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）<u>第34条第1項</u>及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</p> <p>（水道技術管理者の資格）</p> <p>第5条 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 建設業法施行令<u>第34条第1項</u>及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> |